

部局名	事業名	細事業名	事業費	果費	事業概要(目的)	政策体系名
総務部	地方消費税清算金	都道府県清算金	48,866,717	48,866,717	各都道府県に納付された地方消費税は消費に関連した基準(商業統計の小売年間販売額、経済センサス活動調査のサービス業対個人事業収入額等)によって、都道府県間において清算を行う。 清算時期:2~4月 5月に清算 5~7月 8月に清算 8~10月 11月に清算 11~1月 2月に清算	行財政改革の推進による県財政の的確な運営
総務部	利子割交付金	市町交付金	617,165	617,165	県民税利子割税収額に政令で定める率(99/100)を乗じた額の3/5を各市町に係る個人の県民税の額(3ヶ年分)に按分して当該市町に交付する。平成30年3月~平成31年2月までの県民税利子割税収額を対象とする。 交付時期:3~7月 8月に交付 8~11月 12月に交付 12~2月 3月に交付	行財政改革の推進による県財政の的確な運営
総務部	配当割交付金	市町交付金	1,321,965	1,321,965	県民税配当割税収額に政令で定める率(99/100)を乗じた額の3/5を各市町に係る個人の県民税の額(3ヶ年分)に按分して当該市町に交付する。平成30年3月~平成31年2月までの県民税配当割税収額を対象とする。 交付時期:3~7月 8月に交付 8~11月 12月に交付 12~2月 3月に交付	行財政改革の推進による県財政の的確な運営
総務部	株式等譲渡所得割交付金	市町交付金	620,182	620,182	県民税株式等譲渡所得割税収額に政令で定める率(99/100)を乗じた額の3/5を各市町に係る個人の県民税の額(3ヶ年分)に按分して当該市町に交付する。平成30年3月~平成31年2月までの県民税株式等譲渡所得割税収額を対象とする。 交付時期:3月に交付	行財政改革の推進による県財政の的確な運営
総務部	地方消費税交付金	市町交付金	33,127,689	33,127,689	清算後の地方消費税収入額の1/2を、市町に対して人口及び従業者数に按分して交付する。平成30年2月~平成31年1月までの清算後の地方消費税収入額を対象とする。 交付時期:2~4月 6月に交付 5~7月 9月に交付 8~10月 12月に交付 11~1月 3月に交付	行財政改革の推進による県財政の的確な運営
総務部	ゴルフ場利用税交付金	市町交付金	1,177,035	1,177,035	ゴルフ場利用税の収入額の7/10に相当する額をゴルフ場利用税交付金として、ゴルフ場が所在する市町に交付する。平成30年3月~平成31年2月までのゴルフ場利用税収入額を対象とする。 交付時期:3~7月 8月に交付 8~11月 12月に交付 12~2月 3月に交付	行財政改革の推進による県財政の的確な運営
総務部	自動車取得税交付金	市町交付金	2,237,708	2,237,708	自動車取得税収入額に政令で定める率(95/100)を乗じた額に7/10に相当する額を市町に対し、市町道の延長及び面積に按分して交付する。平成30年4月~平成31年3月までの自動車取得税収入額を対象とする。 交付時期:4~7月 8月に交付 8~11月 12月に交付 12~3月 3月に交付	行財政改革の推進による県財政の的確な運営
総務部	利子割精算金	関係都道府県精算金	100	0	法人の利子所得に対して二重課税される県民税法人税割と利子割は、法人が確定申告で、法人税割から利子割分を控除して申告する(控除しきれない場合還付を受ける)ことで調整されるものであるが、当該利子割の納入都道府県と、控除・還付する都道府県とが異なることから都道府県間で精算を行う。 精算時期:1~5月 7月に精算 6~9月 11月に精算 10~12月 2月に精算	行財政改革の推進による県財政の的確な運営